

# 神奈川県立茅ヶ崎高等学校いじめ防止基本方針(要約)

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

### (いじめの禁止)

本校生徒は、いじめを行ってははいけません。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

## 2 いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止のための取組み

- ・生徒の豊かな情操や道徳心、コミュニケーション能力の育成のために、すべての教育活動を通して道徳教育や体験活動の充実を図ります。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者や地域との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの様態や特質性等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。

### (2) いじめの早期発見のための取組み

- ・生徒対象いじめアンケートの実施(年2回)、個人面談や教育相談等による聞き取り(不定期)、学年会等における情報交換等により、迅速で的確な情報収集に努めます。

### (3) いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講じます。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

### (4) インターネット上や SNS 等におけるいじめへの対応

- ・SNS 等におけるいじめ等を防止するために、情報モラル教育を充実させます。

### 3 「いじめ防止検討会議」（本校のいじめ防止対策の中心的組織）の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行う組織として「いじめ防止検討会議」を設置し、学期に1回程度定例会議を開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、臨時会議を緊急開催します。

#### (1) 「いじめ防止検討会議」の構成員

管理職、生徒指導担当、学年リーダー、教育相談コーディネーター、  
教育相談担当者、養護教諭、およびスクールカウンセラー、学校評議員等

#### (2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

### 4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「重大事態調査チーム」を設置し、迅速に調査に着手します。

#### (1) 「重大事態調査チーム」の構成

- ・管理職、生徒指導担当、当該生徒所属学年リーダー、その他関係する職員  
および関係機関からの派遣者等

#### (2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・神奈川県教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

### 5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

- ・いじめの早期発見に関する取組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組みに関すること

#### 生徒の皆さんへ

このプリントは、茅ヶ崎高校のいじめ防止に関する基本的な取り組み方針を要約したものです。皆さんがいじめを目撃したり、いじめの被害に遭った場合は、担任の先生や身近な先生にすぐに相談してください。全職員で一致団結して、いじめの早期解決に取り組みます。